

1. 計画の目的と位置付け

(1) 計画の背景と目的

本市では、平成11年3月に「大東市住宅マスタープラン」を策定し、プランに位置付けた施策・事業を推進してきました。

しかし、計画策定から15年余りが過ぎ、この間に本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来や、環境問題をはじめ社会情勢は大きく変化してきました。また、建物の老朽化に伴う災害危険性の増大、人口減少による中心市街地の活力減退など、新たな課題も生じています。

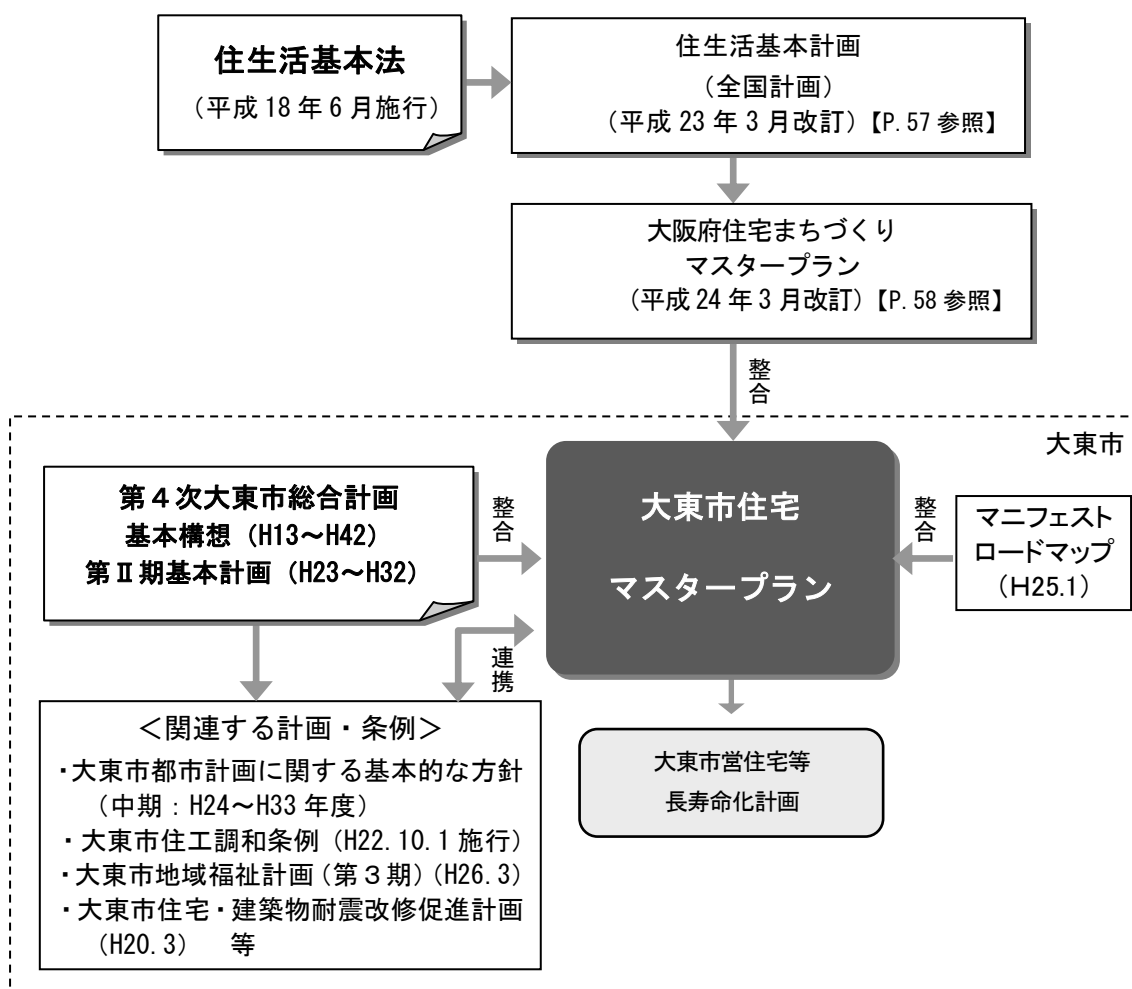
こうした状況のもと、本市においてはマニフェストロードマップ（P.61 参照）に基づき人口流入、歳入の確保に向け様々な施策に取り組んでいるところですが、市民生活の基盤である住宅、住環境をよりよいものにしていくことは、人口流入、定住促進に向けて大変重要であると考えています。

本計画は、国や府の住宅政策との整合を図りつつ、新たな課題に対応した住宅政策を推進するため、これまでの大東市住宅マスタープランを改訂したものです。市民の住生活の安定の確保および向上の促進に関する基本的な計画として、また、定住および人口流入の促進に関する計画として、本市の住宅政策の方針や施策の展開方向を定め、今後の住まい・まちづくり政策を総合的かつ体系的に推進していくことを目的に、新しい住宅マスタープランを策定しました。

市民の暮らしの充実を図り、安定した住生活を実現するため、住宅政策として住宅の質を高めることは勿論、福祉、まちづくり、コミュニティ政策等、暮らしを支える各種政策と連携し、総合的に多様な住宅ニーズに対応した施策を展開していきます。

(2) 計画の位置付け

本計画は国の「住生活基本計画（全国計画）」や大阪府の「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（住生活基本計画）」、上位計画である「第4次大東市総合計画」、マニフェストロードマップと整合を取りながら、「大東市都市計画に関する基本的な方針（大東市都市計画マスタープラン）」や、「大東市住工調和条例」など市の関連する計画と連携を図ります。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第4次大東市総合計画」との整合を図るため、平成42年度を長期的な目標年次としつつ、具体的なまちづくり方針が示されている「第Ⅱ期基本計画」の計画期間である平成32年度までに実施する施策の内容を位置付けるものとし、社会情勢の変化や関連する計画の策定・改訂等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。